当局解説

# 自社のあるべきガバナンスの探求と実践へ
# コーポレートガバナンス・コード改訂版の解説

前金融庁企画市場局企業開示課課長補佐 新谷 亜紀子
金融庁企画市場局企業開示課課長補佐 金子 慧史
前金融庁企画市場局企業開示課専門官 福田 輝人
前金融庁企画市場局企業開示課専門官 日野 雄介

【この章のエッセンス】
●コーポレートガバナンス・コードの2026年改訂において、企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた本質的な取組みに注力できるよう後押しすべくコード全体の構成変更を行うとともに、コードの趣旨・精神を再周知する観点から序文を新設した。
●主な改訂項目には、成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分、独立社外取締役を含めた取締役会の機能強化、有価証券報告書の定時株主総会前開示がある。

## はじめに

本年7月、コーポレートガバナンス・コードの改訂版（以下、「改訂版コード」という）が公表された。コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」という）の改訂は、2021年に続いて3度目となる。

コードは、企業におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった「守りのガバナンス」だけではなく、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いており、会社の迅速・果断な意思決定を促すことを通じて企業の「稼ぐ力」の向上に向けた、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものである。この考え方の重要性は、2015年のコード適用開始から現在でも変わらず、むしろその重要性は増している。

わが国のコーポレートガバナンス改革には一定の進捗がみられる一方、形式的な対応にとどまることなく、企業と投資家の双方の取組みにおけるコーポレートガバナンス改革の実質化が重要との指摘がなされている。

本改訂は、企業が中長期的な企業価値の向上に向けた本質的な取組みに注力できるよう後押しすることを目的として行ったものであり、本章では、主な改訂内容と考え方について解説する。

本改訂の趣旨については、改訂版コードと同時に金融庁および東京証券取引所から公表された「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」と題する文書や、金融庁から公表された「上場会社の経営者の皆様へ」・「上場会社の担当者の皆様へ」・「スチュワードシップ・コード署名機関の皆様へ」と題する各名宛人別の文書等にも記載されているため、上場会社や株主その他のステークホルダーにおいては、これらの文書を参照することが期待される。

なお、本章において意見にわたる部分は、いずれも筆者らの個人的見解である。

以下、本改訂の内容について解説する。

## 総論

本改訂の概要は、図表1のとおりである。

### (1) 序文の新設

改訂版コードでは、コードの趣旨・精神を再周知する観点から、序文を新設した。